

下関市教育委員会 3月定例会 資料

令和7年3月26日(水) 15:00～

教育センター 3階中研修室

【目次】

○日程表	P 1
------------	-----

[議案]

第11号 教育委員会及び教育機関の職員の任免について	別冊③
第12号 下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則	P 2
第13号 下関市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則	P 3
第14号 下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令	P 4
第15号 下関市指定文化財の追加指定について	P 6
第16号 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等 に関する条例施行規則の一部を改正する規則	P 13

[報告事項]

○令和7年度校務技士・学校給食調理員の異動について	別冊③
○下関市立小学校への通級指導教室の新設について	P 19
○令和7年度 下関市学校指導上の努力点について	別冊①
○下関市学校給食費に関する条例施行規則について	別冊②
○令和7年度重要文化財旧下関英国領事館 の休館日及び開館日の変更について	P 20
○令和7年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について	P 21
○令和7年度下関市立東行記念館の臨時開館について	P 24
○土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について	P 27
○下関市立豊北歴史民俗資料館の臨時開館について	P 29

教育委員会定例会 日程表

令和7年3月26日（水） 15時00分から
下関市教育センター 3階 中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程 1

【議案】

第11号	教育委員会及び教育機関の職員の任免について	教育政策課
第12号	下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則	教育政策課
第13号	下関市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則	教育政策課
第14号	下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令	教育政策課
第15号	下関市指定文化財の追加指定について	文化財保護課
第16号	土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム

日程 2

【報告事項】

令和7年度校務技士・学校給食調理員の異動について	教育政策課
下関市立小学校への通級指導教室の新設について	学校教育課
令和7年度 下関市学校指導上の努力点について	教育研修課
下関市学校給食費に関する条例施行規則について	学校保健給食課
令和7年度重要文化財旧下関英国領事館の休館日及び開館日の変更について	文化財保護課
令和7年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について	美術館
令和7年度下関市立東行記念館の臨時開館について	歴史博物館
土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について	土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム
下関市立豊北歴史民俗資料館の臨時開館について	土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム

日程 3

【その他】

■次回開催予定 令和7年4月22日（火）

R7. 4月							R7. 5月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5					1	2	3
6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10
13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17
20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24
27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31

閉会

下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

上記議案を提出する。
令和7年3月26日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

下関市教育委員会事務決裁規程（平成20年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後
目次 第1章～第4章 略 第5章 附属機関（第38条） 第6章 補則（第39条） 附則		目次 第1章～第4章 略 第5章 補則（第38条） 附則

第5章を削る。
第6章中第39条を第38条とし、同章を第5章とする。
附 則
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由
下関市行政組織規則の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うもの。

下関市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

上記議案を提出する。

令和7年3月26日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

下関市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

下関市教育委員会表彰規則（平成17年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後
(表彰の取消) 第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を取り消すことができる。 (1) <u>禁</u> こ以上の刑に処せられたとき。 (2) 略	(表彰の取消) 第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を取り消すことができる。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき。 (2) 略	

附 則

(施行期日)

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

提案理由

刑法等の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うため。

下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

上記議案を提出する。

令和7年3月26日

下関市教育委員会
教育長 磯部芳規

下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

下関市教育委員会事務決裁規程（平成17年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(用語の意義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) 略 (9) 国内旅行 下関市職員等の旅費に関する条例（平成17年条例第63号。以下「<u>旅費条例</u>」という。）第2条第1項の国内旅行をいう。 (10) 管内出張 国内旅行のうち<u>下関市管内出張の旅費に関する規則（平成17年規則第49号）第2条第1項の管内出張命令簿によるもの</u>をいう。	(用語の意義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) 略 (9) 国内旅行 下関市職員等の旅費に関する条例（平成17年条例第63号）第2条第1項の国内旅行をいう。 (10) 管内出張 国内旅行のうち<u>下関市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成17年規則第48号）第2条第1項ただし書の管内出張（宿泊又は転居を必要とする場合を除く。）</u>をいう。

別表第2（第5条関係）

教育政策課長専決事項	
(1)	略
(2)	<u>職員胸章及び身分証票</u> に関すること。
(3)	～(18) 略

別表第2（第5条関係）

教育政策課長専決事項	
(1)	略
(2)	<u>職員の名札及び身分証明書</u> に関すること。
(3)	～(18) 略

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

規則等の改正に伴い、所要の条文整理を行うもの。

下関市教育委員会
議案第15号

下関市指定文化財の追加指定について
上記の議案を提出する。

令和7年3月26日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

下関市指定文化財の追加指定について

下関市文化財保護条例（平成17年条例第118号）第4条第1項の規定に基づき、下記の文化財を下関市指定有形文化財に追加指定する。

記

区 分	有形文化財（建造物）
名称・員数	旧秋田商会ビル 1棟 附 屋上庭園及び離れ座敷 1棟 防火壁 1所 建築関係図面 38枚 <u>棟札 2枚</u> ※下線部が追加指定の対象
所在の場所	下関市南部町9番1 旧秋田商会ビル内
所有者の氏名	下関市（下関市長 前田 晋太郎）
所有者の住所	下関市南部町1番1号

提案理由

「旧秋田商会ビル 棟札」を下関市指定文化財の附に追加指定するため

調 書

(抜粋)

1 追加指定の対象となる文化財の名称及び員数

きゅうあきたしょうかい つけたり むなふだ
旧秋田商会ビル 附 棟札 2枚

2 所在の場所

下関市南部町9番1 旧秋田商会ビル内

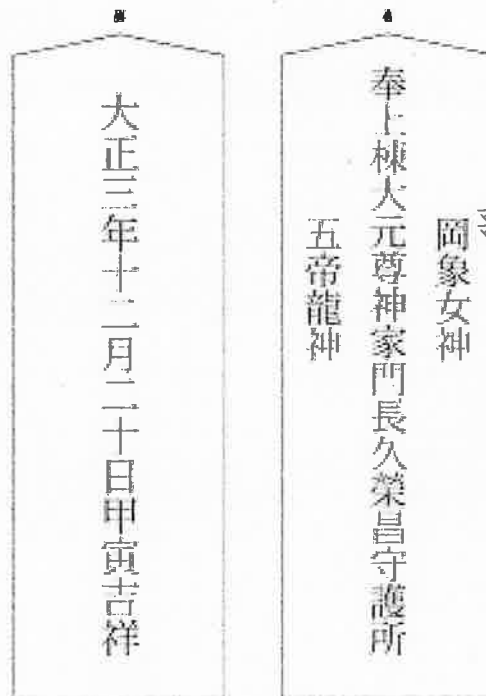
3 所有者の氏名・名称及び住所

下関市（下関市長 前田 晋太郎）
下関市南部町1番1号

4 寸法、形状、材質その他

【棟札01】

年代	大正3年(1914)12月20日		
寸法	(総高) 72.8cm	(肩高) 69.8cm	(上巾) 23.8cm
	(下巾) 18.6cm	(厚さ) 1.8cm	(頭巾) 3.0cm
内容	秋田商会本館新築上棟棟札		
銘文			



図版1 棟札01 銘文

形状 頭部：尖頭型、胴部：熨斗型、切り欠きなし
 材質 ヒノキ
 仕上げ 台鉋仕上げ
 原位置 不明
 設置方法 釘穴あり（合釘）
 残存の形態 完存
 参考 御幣、包紙、水引、上棟式古写真、上棟式案内状が残る

【棟札 02】

年代 大正 3 年(1914)12 月 20 日
 寸法 (総高) 72.4cm (肩高) 69.4cm (上巾) 24.6cm
 (下巾) 19.0cm (厚さ) 1.4cm (頭巾) 3.0cm
 内容 秋田商会本館新築上棟棟札
 銘文



図版 2 棟札 02 銘文

形状 頭部：尖頭型、胴部：熨斗型、切り欠きなし
 材質 ヒノキ
 仕上げ 台鉋仕上げ
 原位置 不明
 設置方法 釘穴あり（合釘）
 残存の形態 完存
 参考 御幣、包紙、水引、上棟式古写真、上棟式案内状が残る

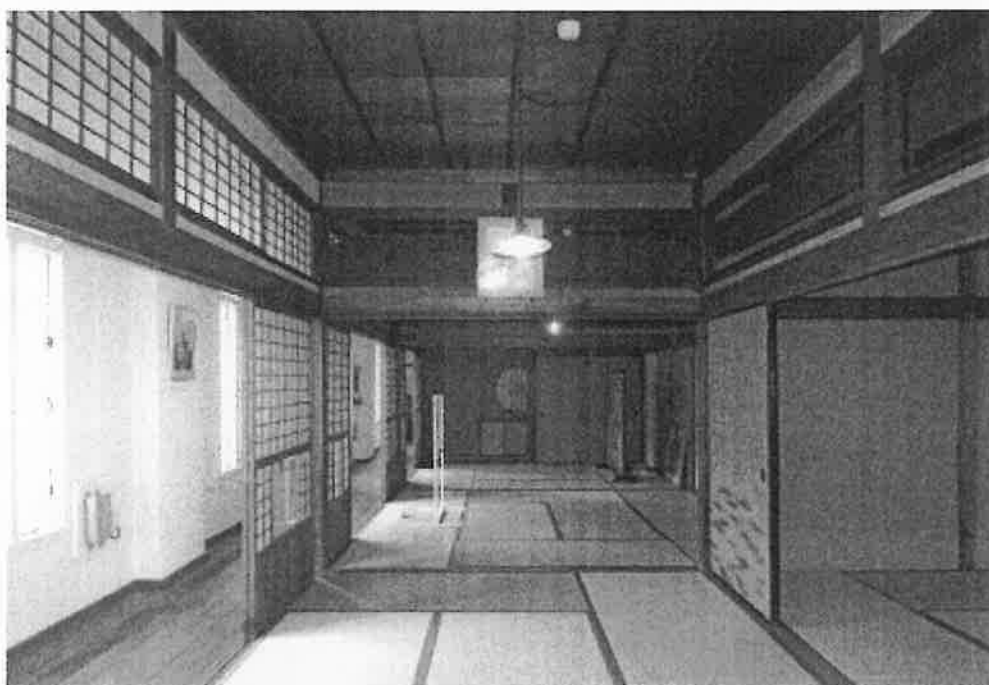
5 追加指定する理由

本資料は、令和2年(2020)に旧秋田商会ビル2階仏間から発見され、旧秋田商会ビルの建築年代、設計者及び工事監督を明らかにする資料として重要であることから、附として既に指定されている「屋上庭園及び離れ座敷」、「防火壁」、「建築関係図面」に追加指定しようとするものである。

なお、上棟後、大正4年(1915)年4月26日に落成式が執り行われた。



図版3 旧秋田商会ビル外観



図版4 旧秋田商会ビル内部（2階居室）



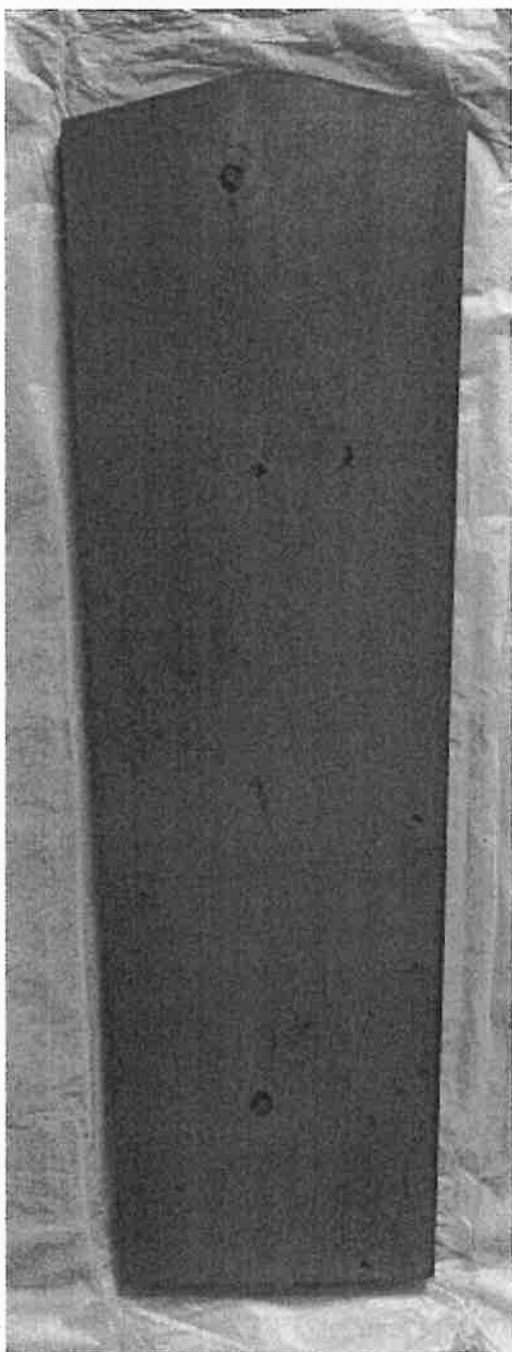
図版5 旧秋田商会ビル内部（1階旧営業室）



図版6 棟札 01 写真(裏)



図版7 棟札 01 写真(表)



図版8 棟札 02 写真 (表)



図版9 棟札 02 写真 (裏)

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記議案を提出する。

令和7年3月26日

下関市教育委員会

教育長 磯部 芳規

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例施行規則（平成17年規則第40号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<u>(組織)</u> 第2条 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム（以下「人類学ミュージアム」という。）に、次の係を置く。 (1) <u>総務係</u> (2) <u>学芸係</u> <u>(事務事業)</u> 第3条 人類学ミュージアムの事務事業は、次のとおりとする。 (1) <u>管理部門</u> ア 人類学ミュージアム運営上の企画及び立案に関すること。 イ 人類学ミュージアムの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維	<u>(施設等)</u> 第2条 条例第9条に規定する使用できる施設及び設備（以下「施設等」という。）は次のとおりとする。 (1) <u>湿生花園広場</u> (2) <u>レクチャールーム</u> (3) <u>お祭広場</u>

<u>持管理及び秩序維持に関すること。</u> ウ <u>観覧料に関すること。</u> エ <u>施設等の使用許可に関すること。</u> オ <u>土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム運営協議会（以下「運営協議会」という。）に関すること</u> カ <u>人類学ミュージアムの庶務に関すること。</u> <u>(2) 学芸部門</u> ア <u>人類学、考古学等の調査研究に関すること。</u> イ <u>人類学、考古学等に関する実物、標本、模写、模型、文献、写真、フィルム、テープ、ディスク等の資料（以下「資料」という。）の収集、整理保管、展示及び供用に関すること。</u> ウ <u>資料を市民に対し、これを利用させること。</u> エ <u>資料に関する専門的、技術的な調査研究及び、資料の保管、展示等に関する技術的研究を行うこと。</u> オ <u>資料に関する調査研究の報告書、図録、紀要等を作成し、頒布すること。</u> カ <u>資料に関する講演会、講座、研究会等を開催すること。</u> キ <u>他の施設及び学会、研究会等と緊密に情報交換を行い、協力し、資料の相互貸借等を行うこと。</u> ク <u>人類学ミュージアムの普及及び広報に関すること。</u> ケ <u>その他人類学ミュージアムの事業のうち専門的事項に関すること。</u> <u>(職務)</u> <u>第4条 館長は、下関市教育委員会（以下「委員会」という。）の命を受け、人類学ミュージアムの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u>	
--	--

2 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。 3 学芸員（専門職員）は、上司の命を受け、資料の収集、保管、展示並びに調査研究、教育普及及びその他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。 4 主事及びその他の職員は、上司の命を受け事務に従事する。 <u>（服務及び文書処理）</u> 第5条 職員の勤務時間、服務及び文書の取扱い等については、特に定める者のほか、委員会の事務部局の例による。 （運営協議会の会長及び副会長） 第6条 条例第5条に規定する運営協議会に会長及び副会長を置く。 2 略 3 略 4 略 （運営協議会の会議） 第7条 略 （観覧者の遵守事項） 第8条 観覧者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 前各号に定めるもののほか、人類学ミュージアムの管理運営上支障	（運営協議会の会長及び副会長） 第3条 条例第5条に規定する土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム運営協議会（以下「運営協議会」という。）に会長及び副会長を置く。 2 略 3 略 4 略 （運営協議会の会議） 第4条 略 （観覧者の遵守事項） 第5条 観覧者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 前各号に定めるもののほか、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム
--	--

をきたす行為をしないこと。 (使用の許可及び使用者の遵守事項) 第9条 <u>施設等</u>の使用者は、あらかじめ<u>委員会</u>に土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム使用許可申請書(様式第1号)を提出しなければならない。 2 略 3 略 (資料利用の許可) 第10条 略 (寄託) 第11条 人類学ミュージアムは、<u>資料</u>の寄託を受けることができる。 2 略 3 略 (寄託資料の管理等) 第12条 略 (寄託期間等) 第13条 略 (寄託資料の一時返還) 第14条 略 (資料の貸出し) 第15条 略	(以下「<u>人類学ミュージアム</u>」という。)の管理運営上支障をきたす行為をしないこと。 (使用の許可及び使用者の遵守事項) 第6条 <u>施設等</u>の使用者は、あらかじめ<u>下関市教育委員会</u>(以下「<u>委員会</u>」という。)に土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム使用許可申請書(様式第1号)を提出しなければならない。 2 略 3 略 (資料利用の許可) 第7条 略 (寄託) 第8条 人類学ミュージアムは、<u>人類学</u>、<u>考古学</u>等に関する実物、標本、<u>模写</u>、<u>模型</u>、<u>文献</u>、<u>写真</u>、<u>フィルム</u>、<u>テープ</u>、<u>ディスク</u>等の資料(以下「<u>資料</u>」という。)の寄託を受けることができる。 2 略 3 略 (寄託資料の管理等) 第9条 略 (寄託期間等) 第10条 略 (寄託資料の一時返還) 第11条 略 (資料の貸出し) 第12条 略
--	--

(資料の貸出許可条件) <u>第16条</u> 略 (資料の貸出期間) <u>第17条</u> <u>第15条</u>に規定する収蔵資料等の貸出期間は、60日以内とする。ただし、委員会が特に必要と認めたときは、これを延期することができる。 2 略 (貸出資料の返還) <u>第18条</u> 略 (資料の借用) <u>第19条</u> 略 (損害賠償) <u>第20条</u> 略 (その他) <u>第21条</u> 略	(資料の貸出許可条件) <u>第13条</u> 略 (資料の貸出期間) <u>第14条</u> <u>第12条</u>に規定する収蔵資料等の貸出期間は、60日以内とする。ただし、委員会が特に必要と認めたときは、これを延期することができる。 2 略 (貸出資料の返還) <u>第15条</u> 略 (資料の借用) <u>第16条</u> 略 (損害賠償) <u>第17条</u> 略 (その他) <u>第18条</u> 略
---	---

様式第1号中「第9条関係」を「第6条関係」に、

使用施設名	1 弥生パーク(公園) 2 人類学ミュージアム 3 レクチャールーム	を
-------	---	---

使用施設名	1 渥生花園広場 2 レクチャールーム 3 お祭広場	に改める。
-------	---	-------

様式第2号中「第9条関係」を「第6条関係」に、

「

使用施設名	1 弥生パーク(公園)	2 人類学ミュージアム
	3 レクチャールーム	

を
」

「

使用施設名	1 渥生花園広場	2 レクチャールーム
	3 お祭広場	

に改める。
」

様式第3号及び様式第4号中「第10条関係」を「第7条関係」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「第11条関係」を「第8条関係」に改める。

様式第7号及び様式第8号中「第15条関係」を「第12条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムにおいて、使用できる施設を明らかにし、併せて所要の条文整備を行うもの。

報 告 事 項

令和7年3月26日

学 校 教 育 課

下関市立小学校への通級指導教室新設について

下関市立勝山小学校に、下記のとおり通級指導教室を設置することとなりましたので、報告いたします。

記

1. 設 置 校

下関市立勝山小学校

2. 設 置 年 度

令和7年度より

3. 設 置 目 的

下関市内各通級指導教室の混雑状況を改善するとともに、自校で通級による指導を受けられるようにすることで、児童生徒一人一人の教育的ニーズに沿ったきめ細かな指導、支援を実現するため。

4. 参 考 通級指導教室既設校

- (1) 小学校・・・名陵小学校、江浦小学校、小月小学校
豊浦小学校、山の田小学校、誠意小学校
安岡小学校、熊野小学校、豊北小学校
川中西小学校

- (2) 中学校・・・日新中学校、彦島中学校、川中中学校、東部中学校

報 告 事 項
令 和 7 年 3 月 2 6 日
文 化 財 保 護 課

令和7年度重要文化財旧下関英国領事館の休館日及び開館日の
変更について

重要文化財旧下関英国領事館の設置等に関する条例第5条の規定に
基づき、下記のとおり休館日及び開館日を変更したので、報告いたし
ます。

記

休館日及び開館日の変更

(1) 休館日の追加

別紙のとおり

(2) 休館日を開館する日

令和7年 12月 28、29日

令和8年 1月 3、4日

(3) 理 由

休館日及び開館日を変更することにより、文化財の保存及
び施設の健全な維持管理を図り、来館者に施設の文化財的価
値を広く普及するため

報 告 事 項
令 和 7 年 3 月 2 6 日
美 術 館

令和7年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について

下関市立美術館の設置等に関する条例（平成17年条例第120号）第2条の規定に基づき、臨時に休館する日及び開館する日を下記のとおりとするので、報告いたします。

記

- 1 臨時休館日
別紙のとおり
- 2 臨時開館日
別紙のとおり

（参考条文）

下関市立美術館の設置等に関する条例（抜粋）

（休館日）

第2条 美術館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、下関市教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日以外の日に臨時に休館し、又は休館日に臨時に開館することができる。

（1）月曜日

（2）1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

以 上

令和7年度 下関市立美術館臨時休館日及び臨時開館日一覧

臨時休館日

期 間			理 由
令和7年4月1日 令和7年4月6日	から まで	6 日間	館内整理のため
令和7年4月8日 令和7年4月13日	から まで	6 日間	所蔵品展No. 167展示のため
令和7年5月27日 令和7年5月30日	から まで	4 日間	所蔵品展No. 167撤収及び特別展「花の宮廷画家ルドゥーテ」展示のため
令和7年7月22日 令和7年7月25日	から まで	4 日間	特別展「花の宮廷画家ルドゥーテ」撤収及び所蔵品展No. 168展示のため
令和7年9月2日 令和7年9月7日	から まで	6 日間	所蔵品展No. 168撤収及び特別展「古代エジプト・ふしぎ発見！」展示のため
令和7年10月21日 令和7年10月26日	から まで	6 日間	特別展「古代エジプト・ふしぎ発見！」撤収及び下関市芸術文化祭美術展作品搬入受付等のため
令和7年10月28日 令和7年10月31日	から まで	4 日間	下関市芸術文化祭美術展審査及び展示のため
令和7年11月16日 令和7年11月16日	から まで	1 日間	下関市芸術文化祭美術展撤収のため
令和7年11月18日 令和7年11月23日	から まで	6 日間	展示部門空調設備改修のため
令和7年11月25日 令和7年11月30日	から まで	6 日間	
令和7年12月2日 令和7年12月7日	から まで	6 日間	
令和7年12月9日 令和7年12月14日	から まで	6 日間	
令和7年12月16日 令和7年12月21日	から まで	6 日間	
令和7年12月23日 令和7年12月27日	から まで	5 日間	
令和8年1月6日 令和8年1月11日	から まで	6 日間	
令和8年1月13日 令和8年1月18日	から まで	6 日間	
令和8年1月20日 令和8年1月25日	から まで	6 日間	
令和8年1月27日 令和8年2月1日	から まで	6 日間	

期 間			理 由
令和8年2月3日	から	6 日間	展示部門空調設備改修のため
令和8年2月8日	まで		
令和8年2月10日	から	6 日間	
令和8年2月15日	まで		
令和8年2月17日	から	6 日間	
令和8年2月22日	まで		
令和8年2月24日	から	6 日間	
令和8年3月1日	まで		
令和8年3月3日	から	6 日間	
令和8年3月8日	まで		
令和8年3月10日	から	6 日間	
令和8年3月15日	まで		
令和8年3月17日	から	6 日間	
令和8年3月22日	まで		
令和8年3月24日	から	6 日間	
令和8年3月29日	まで		
令和8年3月31日	から	1 日間	
令和8年3月31日	まで		
計 145 日間			

臨時開館日

期	間	理	由
令和7年5月5日 こどもの日	(月・祝) 1 日間	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日となる日）に開館するため	
令和7年7月21日 海の日	(月・祝) 1 日間	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日となる日）に開館するため	
令和7年8月11日 山の日	(月・祝) 1 日間	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日となる日）に開館するため	
令和7年9月15日 敬老の日	(月・祝) 1 日間	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日となる日）に開館するため	
令和7年10月13日 スポーツの日	(月・祝) 1 日間	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日となる日）に開館するため	
令和7年11月3日 文化の日	(月・祝) 1 日間	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日となる日）に開館するため	
計 6 日間			

報 告 事 項
令和 7 年 3 月 2 6 日
歴 史 博 物 館

令和 7 年度下関市立東行記念館の臨時開館について

下関市立東行記念館の設置等に関する条例（平成 2 1 年条例第 3 4 号）第 3 条の規定に基づき、休館日に開館する日を下記のとおり定めたので報告いたします。

記

1. 休館日に開館する日

（1）月曜日が国民の祝日に関する法律（以下、「祝日法」という。）に規定する休日となる日

令和 7 年 5 月 5 日（月）こどもの日
令和 7 年 7 月 2 1 日（月）海の日
令和 7 年 8 月 1 1 日（月）山の日
令和 7 年 9 月 1 5 日（月）敬老の日
令和 7 年 1 0 月 1 3 日（月）スポーツの日
令和 7 年 1 1 月 3 日（月）文化の日
令和 7 年 1 1 月 2 4 日（月）勤労感謝の日の振替休日
令和 8 年 1 月 1 2 日（月）成人の日
令和 8 年 2 月 2 3 日（月）天皇誕生日

（2）祝日法に規定する休日の翌日が、祝日法に規定する休日となる日

令和 7 年 5 月 6 日（火）こどもの日の振替休日

（3）祝日法に規定する休日の翌日が、土曜日若しくは日曜日となる日

令和 7 年 5 月 4 日（日）みどりの日
令和 8 年 3 月 2 1 日（土）春分の日翌日

(4) 祝日法に規定する休日の翌日が、ゴールデンウィーク中の平日となる
日

令和7年 4月30日(水) 昭和の日の翌日

【理由】多くの来館者が見込まれるため

参考条文

国民の祝日に関する法律（抜粋）

第三条 「国民の祝日」は、休日とする。

2 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。

3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

下関市立東行記念館の設置等に関する条例（抜粋）

（休館日）

第3条 記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、下関市教育委員会（以下「委員会」という。）が、特に必要と認めるときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

（1）月曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日

（3）12月28日から翌年の1月4日までの日

報 告 事 項

令 和 7 年 3 月 2 6 日

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム

令和7年度土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例(平成17年条例第125号)第6条の規定に基づき、下記のとおり定めたので、報告いたします。

記

1 臨時開館日

- (1) 令和7年4月28日(月)
- (2) 令和7年9月22日(月)

2 臨時開館理由

- (1) ゴールデンウィーク中であり、多くの来館者が見込まれることから
来館者の利便を図るため
- (2) シルバーウィーク中であり、多くの来館者が見込まれることから来
館者の利便を図るため

参考条文

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例(抜粋)

第6条 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムは、次に掲げる日を除き開館する。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日）

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。

2 開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 下関市教育委員会は、特に必要があると認めるときは、開館日及び開館時間を変更することができる。

国民の祝日に関する法律（抜粋）

第3条 「国民の祝日」は、休日とする。

2 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。

3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

報 告 事 項

令 和 7 年 3 月 2 6 日

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム

令和7年度下関市立豊北歴史民俗資料館の臨時開館について

下関市立豊北歴史民俗資料館の臨時開館について、下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例(平成17年条例第126号)第6条の規定に基づき、下記のとおり定めたので、報告いたします。

記

1 臨時開館日

- (1) 令和7年4月28日(月)
- (2) 令和7年9月22日(月)

2 臨時開館理由

- (1) ゴールデンウィーク中であり、多くの来館者が見込まれることから来館者の利便を図るため
- (2) シルバーウィーク中であり、多くの来館者が見込まれることから来館者の利便を図るため

参考条文

下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例(抜粋)

第6条 資料館は、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日）
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 前2号に掲げる日のほか、下関市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認める日

国民の祝日に関する法律（抜粋）

第3条 「国民の祝日」は、休日とする。

- 2 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。
- 3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。